後期高齢者医療制度のお知らせ
～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

保健福祉課

■　保険証が新しくなります（橙色→水色）

現在ご使用の橙色の保険証の有効期限が令和２年７月31日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。

７月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。

〇新しい保険証の有効期限は、令和３年７月31日です。
〇紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、保健福祉課　保険・医療グループまでお申し出ください。



新しい保険証は水色です

■　減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）
限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（黄緑色→黄色）

現在ご使用の黄緑色の減額認定証及び限度証の有効期限が令和２年７月31日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は７月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、８月１日からは黄色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、保健福祉課　保険・医療グループへ申請してください。

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区　分　Ⅱ	〇 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区　分　Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	〇 世帯全員の所得が０円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が８０万円以下の方）
	〇 老齢福祉年金を受給されている方

◆限度証の交付対象…次の３区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない３割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

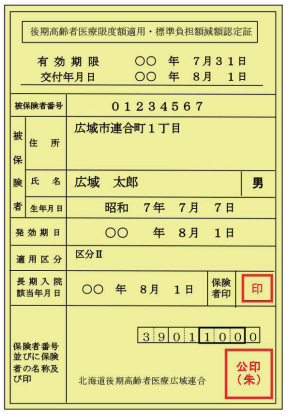

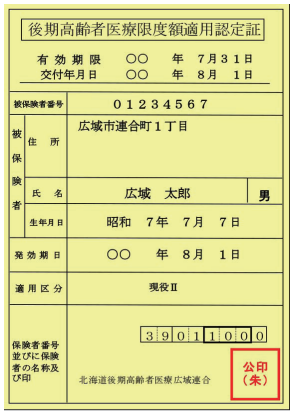

新しい減額認定証及び限度証は黄色です

【問合せ】
北海道後期高齢者医療広域連合　☎ 011-290-5601
保健福祉課　保険・医療グループ　☎ 82-2780

１日１．２リットルを目安に
取り組みましょう。

児童扶養手当について



児童扶養手当とは、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成のための手当を支給する制度です。

◆「現況届」を提出願います

※対象者へ個別にご案内いたします。

期間：８月中

受給者は、現況届を上記の期間に提出することになっています。必要な書類を添えて保健福祉課まで届け出てください。なお、届け出がない場合は、引き続き手当を受けることが出来なくなりますので、期限内に必ず手続きをしてください。

●支給対象

下記の支給対象要件に該当する18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童（一定の障がいがあるときは20歳未満）を監護している方（母子家庭の母、父子家庭の父、母や父に代わって養育している方）。また、公的年金（遺族年金・障害年金等）を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

※所得制限額があります。

支給対象要件【具体例】

1	父母が婚姻を解消した児童
2	父または母が死亡した児童
3	父または母が政令の定めのある障害の程度にある児童
4	父または母の生死が明らかでない児童
5	父または母から１年以上遺棄されている児童
6	父または母が１年以上拘禁されている児童
7	婚姻しないで生まれた児童
8	父・母ともに不明である児童（孤児など）

支給されないケース

児童が次の要件に該当する場合
●父または母の死亡について支給される遺族補償を受けることができるとき ●児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき
父、母または養育者が次の要件に該当する場合
●婚姻の届出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき（母子家庭・父子家庭に限る）

●支給手続き

保健福祉課へ下記の①～④の書類を添えて申請してください。

①請求者と対象児童の戸籍謄本

②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票（続柄・本籍がわかるもの）

③申請者名義の預金通帳

④その他状況に応じて必要となる書類があります。

特別児童扶養手当について

●支給対象

身体や精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父もしくは母（所得が多い方）または父母に代わって児童を養育している人に対して支給される手当です。

ただし、下記の表の①～④のいずれかに該当するような場合は受給資格がなくなりますので、すぐに届け出て下さい。

支給されないケース

①対象児童が、児童福祉施設等に入所したとき
②対象児童の障がいの程度が、手当の基準に該当しなくなったとき
③対象児童が、障がいを理由とする公的年金を受けるようになったとき
④受給者の所得が一定額以上ある場合

※受給資格がなくなった後に受け取った手当は返還していただくことになりますのでご注意下さい。



◆「所得状況届」を提出願います

※対象者へ個別にご案内いたします。

期間：８月中旬～９月中旬頃

『所得状況届』は受給者全員が上記の期間に提出します。届け出を提出しない場合は８月分以降の手当が受けられません。なお、２年間届け出をしないと受給資格がなくなります。

●支給手続き

下記の①～⑦の書類が必要ですが、詳細な受給要件がありますので、事前に窓口でご相談下さい。

①診断書（所定の様式）

※身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方で、診断書の提出が省略できる場合があります。

②戸籍謄本

③世帯全員の住民票

④預金通帳（請求者名義のもの）

⑤印鑑

⑥マイナンバー

⑦その他状況に応じて必要な書類があります。

児童扶養手当・特別児童扶養手当 《 共 通 》

各種届出について、受給者の世帯の状況等に変更があったとき、各種届け出が必要となる場合があります。

詳細は下記までお問い合せください。

【児童扶養手当】

保健福祉課　総務グループ

【特別児童扶養手当】

保健福祉課　保険・医療グループ

☎82-2780

７月は、「熱中症予防強化月間」です。
こまめな水分補給を